



社団法人 日本ポニーベースボール協会

兵庫神戸ポニー父母会規約

2019年1月1日発行

父母会 規約

第1条 名称

本会は、（仮称）兵庫神戸ポニー父母会と称する。

第2条 目的

1. 本会は、部員並びに父母会員の親睦向上を計るとともに、球団の練習、試合などの応援並びに遠支援を目的とする。
2. 父母会から球団に対して要望がある時は、父母会長を通じて球団に連絡する。

第3条 会員

1. 本会の会員は部員の父母にて構成し、入部とともに会員となる。
2. 本会員の言動が父母会の目的に反した時は、父母代表はチーム代表と相談した上で会員を除名することができる。ただし、部員はその限りでない。
3. 部員が退部した時は会員の資格を失う。

第4条 役員

1. 本会の役員は次のように置く。
父母会長……………1名
父母副会長……………1名
会計……………1名
会計補佐……………1名
審判部……………3名（各学年より）
2. 本会の役員は、前年度12月（引き継ぎ時）の総会においてこれを推薦し決定する。
3. 本会の役員任期は1年とする。

第5条 父母会開催

1. 必要に応じ、父母会長の承認を得て随時開催する事とする。

第6条 父母会費

1. 父母会費は必要に応じて別途徴収する事と。金額は別途定める。

第7条 父母OB会

1. 卒部式を経て卒部する父母会員はOB会員として、父母会の要請に応じて協力する。（仕事・家庭優先）
2. 別途OB会会長選定し、応援要請の連絡の窓口とする。